

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 20



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)

(人 事 課 取 扱 い) 1

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 3 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 39 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 規 則 (平 成 5 年 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 5 条 第 1 項 中 「 , 文 化 ス ポー ツ 局 」 及 び 「 「 文 化 ス ポー ツ 局 長 」 , 」 を 削 る。

第 14 条 第 1 項 の 表 部 局 長 の 項 中

本 庁 (ぐ ら し 保 健 福 祉 部 及 び 土 木 部 を 除 く 。)	次 長 (複 数 の 次 長 を 置 く 部 局 に あ っ て は 部 局 長 が 定 め た 担 当 事 務 の 区 分 に 応 じ , 当 該 事 務 を 担 当 す る 次 長)	主 務 課 の 課 長 又 は セ ン タ ー 長		を
本 庁 (総 合 政 策 部 , ぐ ら し 保 健 福 祉 部 及 び 土 木 部 を 除 く 。)	次 長 (複 数 の 次 長 を 置 く 部 局 に あ っ て は , 部 局 長 が 定 め た 担 当 事 務 の 区 分 に 応 じ , 当 該 事 務 を 担 当 す る 次 長)	主 務 課 の 課 長 又 は セ ン タ ー 長		に 改 め
総 合 政 策 部	次 長 。 た だ し , 地 域 政 策 総 括 監 の 所 管 に 属 す る 事 項 を 除 く 。	主 務 課 の 課 長		に 改 め
	地 域 政 策 総 括 監 。 た だ し , 地 域 政 策 総 括 監 の 所 管 に 属 す る 事 項 に 限 る 。	参 事 (地 域 政 策 担 当)	主 務 課 の 課 長	に 改 め

る。

別表第1の1の項第4号中「100⑬」を「100⑰」に改め、同項第15号中「措置の決定」を「裁決」に、「238の7①②, 243の2⑩, 244の4①②, 255の2」を「238の7②, 243の2の2⑩, 244の4②」に改め、同項第17号中「242⑦」を「242⑨」に改め、同項第18号中「243の2③④」を「243の2の2③④⑧」に改め、同項第36号中「252の2」を「252の2の2」に改め、同項第37号中「252の2②③④」を「252の2の2②③④」に改め、同項第39号中「外部監査」を「外部監査等」に改め、「〔252の28⑥〕」を削り、同項第40号中「一部事務組合」の次に「又は広域連合」を加え、「284①, 288①」を「284②③, 288」に改め、同項中第41号を削り、第42号を第41号とし、第43号から第46号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の18の項第6号イ備考の欄中「文化スポーツ局及び」を削る。

別表第2の1の表各課共通の項第1号備考の欄中「文化スポーツ局及び」を削り、同項第4号中「その写しの送付」を「通知」に改め、同項第8号備考の欄中「文化スポーツ局及び」を削り、同項第11号中「歳出予算流用計算書の写しの会計管理者への送付」を「承認を受けた旨の会計管理者への通知」に改め、同項第12号中「予備費充用計算書の写しの会計管理者への送付」を「承認を受けた旨の会計管理者への通知」に改め、同項備考の欄中「文化スポーツ局及び」を削り、同項第13号中「予備費充用計算書の写しの会計管理者への送付」を「承認を受けた旨の会計管理者への通知」に改め、同項第14号中「その写しの」を「予算超過支出計算書の写しの会計管理者への」に改め、同項第16号備考の欄中「文化スポーツ局及び」を削る。

別表第6 秘書課（行幸啓室を含む。）の表中「秘書課（行幸啓室を含む。）」を「秘書課」に改める。

別表第6 人事課（行政管理室を含む。）の表の次に次の1表を加える。

広報課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
1 広報に関する事務	(1) 広報活動の年次計画の決定		○								
	(2) 広報媒体に関する基本方針の決定		○								
	(3) 広報企画会議の招集			○							
	(4) 広報媒体利用計画の決定及び通知				○						
	(5) 印刷広報媒体の企画、編集及び印刷				○						
	(6) 電子広報媒体の企画及び運営					○					
	(7) テレビ・					○					

	ラジオ放送の企画及び制作												
	(8) 広報連絡調整会議の招集				○								
	(9) 月間・週間行事業務予定表の作成及び配布						○						
	(10) 庁内広報及び庁内放送						○						
2 広聴に関する事務	(1) 広聴に関する基本方針の決定			○									
	(2) 「知事とのふれあい対話」の開催				○								
	(3) 県政モニターに関する事務				○								
	(4) 陳情書等の処理				○								
	(5) 県民相談の処理				○								

別表第6文化振興課の表，世界文化遺産課の表及びスポーツ振興課の表を削る。

別表第6企画課の表中「企画課」を「総合政策課」に改める。

別表第6情報政策課の表中「情報政策課」を「デジタル推進課」に改め，同表の次に次の1表を加える。

統計課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
統計法及び鹿児島県統計調査条例に基づく統計に関する事務 この項中統計法を「法」，統計法施行令	(1) 届出を要する統計調査を行う場合等の総務大臣への届出（法24①，政令7②）					○					
	(2) 市町村統計関係職員の研修の実					○					

を「政令」という。	施												
	(3) 県統計刊行物の編集及び発行					○							
	(4) 届出を要する統計調査に関する事務のうち、調査票の配布、収集、審査及び集計並びに調査票その他関係書類の作成保管					○							
	(5) 県統計刊行物編集のための資料の収集、審査、集計及び作成保管					○							

別表第 6 地域政策課の表に次の 1 項を加える。

11 地域の人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 特定地域づくり事業協同組合（以下この項中「協同組合」という。）の認定（変更及び更新を含む。次号及び第 3 号において同じ。）（法 3 ③, 5 ③, 6 ⑤）					○							
	(2) 協同組合の認定についての関係市町村長の意見の聴取（法 3 ⑤, 5 ③, 6 ⑤）						○						
	(3) 協同組合の認定の通知及び公示（法 3 ⑥, 5 ④, 6 ⑤）						○						
	(4) 協同組合の名称等の								○				

変更の届出 又は地区の 名称等の軽 微な変更の 届出の処理 (法 5 ⑤)											
(5) 協同組合 の名称等 の変更の公 示 (法 5 ⑥)				○							
(6) 特定地域 づくり事業 の廃止の届 出の処理 (法 8)						○					
(7) 協同組合 の認定の取 消し並びに その旨の厚 生労働大臣 への通知及 び公示 (法 9 ②③)				○							
(8) 協同組合 の事業計画 及び収支予 算並びに事 業報告書及 び収支決算 書の受理 (法 11)						○					
(9) 協同組合 からの報告 の徴収及び 立入検査の 実施 (法 12 ①)					○						
(10) 協同組合 に対する適 合命令及び 改善命令 (法 13)				○							
(11) 協同組合 に対する事 業停止命令 及びその旨 の公示 (法 14)				○							

別表第 6 統計課の表及び広報課の表を削る。

別表第 6 国際交流課の表の次に次の 2 表を加える。

文化振興課（世界文化遺産室を含む。）

事務の種類	事 項	合議 先	決 裁 区 分							所長名	備 考
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長		
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長			
1 文化振興の企画及び総合調整並びに実施に関する事務	(1) 文化振興に関する基本方針の決定		○								
	(2) 文化振興に関する重要な行政上の措置の決定		○								
	(3) 文化振興に関する各部間の総合調整			○							
	(4) 文化振興に関する行政上の措置の決定				○						
	(5) 文化振興に関する調査研究の実施並びに調査結果の報告及び公表				○						
	(6) 文化振興の実施に関する関係機関・団体との連絡調整					○					
	(7) 文化振興に必要な調査の実施及び資料の収集					○					
	(8) 文化振興に関する事業の実施計画の策定				○						
	(9) 文化振興に関する事業の実施計画に基づく					○					

	事業の実施																			
2 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する事務	(1) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する基本方針の決定		○																	
	(2) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する重要な行政上の措置の決定		○																	
	(3) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する各部間の総合調整			○																
	(4) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する行政上の措置の決定				○															
	(5) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する関係機関、団体等との連絡調整					○														
	(6) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する事業の実施						○													
3 通訳案内士法 (昭和24	(1) 地域通訳案内士 (世界文化遺産					○														

年法律第 210号) の施行に 関する事 務 この項 中通訳案 内士法を 「法」, 通訳案内 士法施行 規則 (昭 和24年運 輸省令第 27号) を 「省令」 という。	に係るもの に限る。以 下この項に おいて同 じ。)の登録 並びにその 拒否及びそ れに関する 意見聴取 (法57 [20, 21])											
	(2) 地域通訳 案内士登録 証の交付, 訂正及び再 交付 (法57 [22, 23②, 24])					○						
	(3) 地域通訳 案内士の登 録の取消し 等及び通知 (法 5 7 [25] , 省 令 3 7 [2 2 ①])				○							
	(4) 地域通訳 案内士の登 録の消除 (法 5 7 [26])				○							
	(5) 地域通訳 案内士登録 簿の閲覧の 承認 (法57 [27])						○					
	(6) 地域通訳 案内士の知 識及び能力 の維持向上 に関する措 置 (法 5 9 [33②])					○						
	(7) 地域通訳 案内士から の報告の徴 収 (法 5 9 [34])					○						
	(8) 登録証の 回収 (省令							○				

	37〔22②〕)												
	(9) 登録簿の登録の訂正等(省令37〔23〕)								○				

スポーツ振興課

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備 考	
			知 事	専 決 者					受 任 者 所 長			
				副 知 事	部 長	課 長	課 長 補 佐	係 長				所 長
スポーツ振興の企画及び総合調整並びに実施に関する事務	(1) スポーツ振興に関する各部間の総合調整			○								
	(2) スポーツ振興の実施に関する関係機関・団体との連絡調整					○						
	(3) スポーツ振興に必要な調査の実施及び資料の収集					○						
	(4) スポーツ振興に関する事業の実施計画の策定				○							
	(5) スポーツ振興に関する事業の実施計画に基づく事業の実施					○						

別表第6環境保全課の表3の項事務の種類欄中「を「省令」を「)」を「省令」に改め、同項第1号中「18の23, 18の24, 18の25」を「18の28, 18の29, 18の30」に改め、同項第2号中「18の26」を「18の31」に改め、同項第3号中「18の31①」を「18の36①」に改め、同項第4号中「18の31②」を「18の36②」に改め、同項第5号中「18の29」を「18の34」に改め、同項第8号中「18の15」を「18の17」に改め、同項第9号中「命令」を「命令等」に、「18の16」を「18の18」に改め、同項第10号中「18の19」を「18の21」に改め、同項第16号中「27③⑤」を「27②④」に改める。

別表第6社会福祉課の表3の項を削り、同表中4の項を3の項とし、5の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同表8の項第1号中「の死亡」及び「〔未帰還者留守家庭等援護法(昭和28年法律第161号)17①〕」を削り、同項第2号中「24③」を「24④」に改め、同項を同表

7 の項とし、同表 9 の項事務の種類欄中「未帰還者留守家族等援護法の」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和 28 年法律第 161 号）の」に改め、「、未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和 28 年政令第 211 号）を「政令」を削り、同項を同表 8 の項とし、同表中 10 の項を 9 の項とし、11 の項から 13 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 14 の項第 3 号中「7」を「6」に改め、同項を同表 13 の項とし、同表 15 の項を同表 14 の項とし、同表 16 の項第 1 号中「3⑤」を「3⑦」に改め、同項を同表 15 の項とし、同表中 17 の項を 16 の項とし、18 の項を 17 の項とし、19 の項を 18 の項とし、20 の項を削り、21 の項を 19 の項とし、22 の項から 24 の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表 25 の項第 1 号中「5①」を「6①」に改め、同項第 2 号中「10①」を「16①」に改め、同項第 3 号中「10③」を「16③」に改め、同項第 4 号中「12①」を「18①」に改め、同項第 5 号中「15①」を「21①」に改め、同項第 6 号中「15②」を「21②」に改め、同項第 7 号中「16①」を「22①」に改め、同項第 8 号中「16②」を「22②」に改め、同項を同表 23 の項とし、同表 26 の項第 1 号中「39 I II III」を「40② II III V」に改め、同項を同表 24 の項とする。

別表第 6 生活衛生課の表 1 の項第 4 号中「厚生労働大臣」の次に「等」を加え、同項第 12 号中「52」を「55」に改め、同項第 13 号中「許可営業者」の次に「及び届出営業者」を加え、「53②」を「56②、57②」に改め、同項中第 30 号を第 33 号とし、第 20 号から第 29 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第 19 号中「63」を「69」に改め、同号を同項第 22 号とし、同項第 18 号中「59①②、62①」を「64①②、68①」に改め、同号を同項第 21 号とし、同項第 17 号中「58③⑤、62①」を「63③⑤、68①」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 16 号中「56」を「61」に改め、同号を同項第 19 号とし、同項第 15 号中「55」を「60①」に改め、同号を同項第 18 号とし、同項第 14 号中「54」を「59」に改め、同号を同項第 17 号とし、同項第 13 号の次に次の 3 号を加える。

(14) 営業届出の処理 (法 57①)										○	保健所 所長	
(15) 食品等の回収状況 の届出の処理 (法 58 ①)										○	保健所 所長	
(16) 食品等の回収状況 の届出に係る事項の 厚生労働大臣等への 報告 (法 58②)					○							

別表第 6 生活衛生課の表 7 の項第 13 号中 「

				○
--	--	--	--	---

」を

「

○				○
---	--	--	--	---

」に改め、同号所長名の欄中「保健所長」を「西之表保健所長 屋

久島保健所長 名瀬保健所長 徳之島保健所長」に改め、同表中 22 の項から 28 の項までを削り、29 の項を 22 の項とし、30 の項及び 31 の項を削り、32 の項を 23 の項とし、同表 33 の項第 8 号中「業務改善命令」の次に「及び国土交通大臣への通知」を加え、同項を同表 24 の項とし、同表に次の 1 項を加える。

25 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下この項中「法」という。）の施行に	(1) 輸出証明書の発行 (法 15②)										○	保健所 所長 食 肉衛生 検査所 所長	
	(2) 区域指定農林水産物等の適合区域の指定及び厚生労働大臣への報告 (法 16②)					○							

関する事務	(5)												
	(3) 適合区域の定期的な適合確認（法16③）								○	保健所長			
	(4) 適合区域の指定の取消し又は変更及び厚生労働大臣への報告（法16④⑤）				○								
	(5) 施設認定農林水産物等の適合施設の認定及び厚生労働大臣への報告（法17②⑥）				○								
	(6) 適合施設の定期的な適合確認（法17④）								○	保健所長 食肉衛生検査所長			
	(7) 適合施設設置者等に対する改善指導及び適合施設の認定の取消し並びに厚生労働大臣への報告（法17⑤⑥, 38⑤⑥）				○				○	保健所長 食肉衛生検査所長	保健所長及び食肉衛生検査所長は、改善指導に限る。		
	(8) 輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対する報告の徴収及び立入調査等の実施（法38②）								○	保健所長 食肉衛生検査所長			
	(9) 輸出証明書の発行の取消し及び厚生労働大				○				○	保健所長 食肉衛生検査所	保健所長及び食肉衛生検査		

	臣への報告 (法38⑤⑥)									長	所 長 は、輸 出証明 書の発 行の取 消しに 限る。
--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---

別表第 6 薬務課の表 1 の項第 12 号中「14①⑨⑩」を「14①⑬⑭」に改め、同項第 13 号中「14①⑨⑩」を「14①⑬⑭」に改め、同項第 14 号中「14⑥⑨」を「14⑦⑬」に改め、同項第 41 号中「69①②③④⑤」を「69①②③④⑤⑥」に改め、同項第 42 号中「70①②」を「70①③」に改め、同表 5 の項を次のように改める。

5 安全な血液製剤の安定供給確保等に関する法律（昭和31年法律第 160 号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	献血推進計画の策定等 (法10⑤⑥)				○						
--	-----------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第 6 薬務課の表 6 の項事務の種類欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第 1 号中「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に、「35③」を「35②③」に改め、同項第 2 号中「覚せい剤製造業者指定申請書」を「覚醒剤製造業者指定申請書」に改め、同項第 3 号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同項第 4 号中「覚せい剤製造業許可申請及び業務廃止届出等並びに覚せい剤譲渡及び施用許可申請又は指定証」を「覚醒剤製造業者に係る業務の廃止等の届出等、指定証の再交付の申請等及び指定証並びに覚醒剤研究者からの覚醒剤製造許可申請等」に改め、同項第 5 号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同項第 7 号中「覚せい剤廃棄」を「覚醒剤廃棄の届出の受理及び職員」に改め、同項第 8 号を削り、同項第 9 号中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、「30の 5」の次に「〔5①〕」を加え、同号を同項第 8 号とし、同項第 10 号を削り、同項第 11 号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「30の 3」を「30の 3①」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 12 号中「覚せい剤原料輸入業者」を「覚醒剤原料輸入業者」に、「進達」を「経由」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 13 号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同号を同項第 11 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(12) 覚醒剤原料輸入業者等の指定申請書及び指定証の交付の経由（法30の 5〔4①, 5②〕）					○						
(13) 覚醒剤原料廃棄の届出の受理及び職員の立会命令（法30の 13, 30の 15③）					○			○	保健所 長	課長は、 本庁が実 施するも のに限る。	

別表第 6 薬務課の表 6 の項第 17 号中「県」を「国」に、「病院又は診療所についての覚せい

剤施用機関の指定及び届出義務者の変更届の進達並びに」を「覚醒剤施用機関からの届出等の経由及び地方公共団体の開設する覚醒剤施用機関からの届出等の」に改め、同号を同項第20号とし、同項第16号中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に改め、同号を同項第19号とし、同項第15号中「覚せい剤監視員」を「覚醒剤監視員」に改め、同号を同項第18号とし、同項第14号中「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次の3号を加える。

(14) 覚醒剤原料輸入業者等からの事故等の届出の経由 (法30の14①)					○						
(15) 覚醒剤原料取扱者等からの事故等の届出の受理及び厚生労働大臣への報告 (法30の14①④)					○						
(16) 薬局開設者等からの医薬品である覚醒剤原料の廃棄及び譲受けの届出の受理 (法30の14②③)							○		○	保健所長	係長は、本庁が処理するものに限る。

別表第 6 商工政策課 (商店街活性化推進室を含む。)の表中「商工政策課 (商店街活性化推進室を含む。)」を「商工政策課」に改める。

別表第 6 中小企業支援課の表 6 の項第 1 号中「8③, 9①②」を「14③, 15①②」に改め、同項第 2 号中「46①④」を「64②⑦」に改め、同項第 3 号中「47①」を「65②」に改め、同表 7 の項第 6 号中「15①」の次に「, 政令 2」を加え、同項第 7 号中「18①②③④⑦⑧⑩」の次に「, 18の 2③」を加え、同表 8 の項第 1 号中「法」の次に「70の 6 の 8⑳, 70の 6 の 10㉔,」を加え、同項第 2 号中「法」の次に「70の 6 の 8㉔, 70の 6 の 10㉕,」を加える。

別表第 6 産業立地課の表中「産業立地課」を「産業立地課 (新産業創出室を含む。)」に改め、同表 1 の項第 6 号から第 13 号までを削り、同表 10 の項を削り、同表 11 の項第 8 号中「15②③」を「16②③」に改め、同項第 9 号中「35」を「40」に改め、同項第 10 号中「36①」を「41①」に改め、同項を同表 10 の項とする。

別表第 6 外国人材受入活躍支援課の表第 5 号を削る。

別表第 6 水産振興課の表 1 の項及び 2 の項を次のように改める。

1 漁業法 (昭和24年法律第267号) の施行に関する事務 この項中漁業法を「法」, 漁業法施行令 (昭和25年政令第30号) を「政令」, 漁業法施行	(1) 共同申請に係る代表者の指定 (法 5②)				○						
	(2) 農林水産大臣に対する資源評価の実施の要請及び必要な情報の提供 (法10①②)				○						
	(3) 県資源管理方針の制定又は変更に係る承認申請等及び				○						

<p>規則(令和2年農林水産省令第47号)を「省令」, 鹿児島県漁業調整規則(令和2年鹿児島県規則第52号)を「規則」, 漁業登録令(昭和26年政令第292号)を「登録令」という。</p>	<p>公表(法14①④⑤⑥⑧⑨⑩)</p>																		
	<p>(4) 都道府県別漁獲可能量の制定又は変更についての意見具申(法15④⑥)</p>				○														
	<p>(5) 知事管理漁獲可能量の設定又は変更に係る承認申請等(法16①②③⑤)</p>				○														
	<p>(6) 知事管理漁獲可能量の公表及び軽微な変更の報告(法16④⑥)</p>					○													
	<p>(7) 漁獲割当割合の設定(法17③④)</p>				○														
	<p>(8) 漁獲割当割合の設定を行わないことの通知(法18②)</p>				○														
	<p>(9) 年次漁獲割当量の設定及び通知(法19①③)</p>				○														
	<p>(10) 漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転の認可(法21①, 22①)</p>				○														
	<p>(11) 漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の承継の届出の処理(法21④, 22④)</p>								○										
	<p>(12) 漁獲割当割合及び年</p>				○														

次漁獲割当量の取消し （法23①②）											
(13) 漁獲量等の報告（法26②, 30②）				○							
(14) 年次漁獲割当量を超えて採捕した者等が使用する船舶についての停泊命令等（法27, 34）			○								
(15) 年次漁獲割当量の控除（法28）			○								
(16) 漁獲割当割合の削減（法29①）			○								
(17) 漁獲量等の公表（法31）				○							
(18) 漁獲可能量を超えるおそれが大きい場合等における採捕をする者への助言, 指導又は勧告（法32②）				○							
(19) 漁獲可能量を超えた場合等における採捕の停止命令等（法33②）			○								
(20) 農林水産大臣に対する広域漁業調整委員会の指示についての必要な指示の要請（法35）				○							
(21) 漁業調整に関する規則等の制定又は改廃及	○										

びそれらに係る認可申請等（法57①⑤⑥，119①②⑦⑧）										
(22) 漁業の許可，起業の認可又は水産動植物の採捕の許可並びにそれらに係る諮問及び意見の聴取（法57①，58〔38，40②〕，規則9②，32①⑬）				○				○	支庁長	注1 注2
(23) 漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容等の公示及びそれらに係る諮問（法58〔42①③〕）				○				○	支庁長	注1
(24) 漁業の許可，起業の認可又は水産動植物の採捕の許可後の条件の付加及びそれらに係る諮問（法58〔44②〕，規則13②，32⑬）				○				○	支庁長	注1 注2
(25) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の有効期間の短縮及びそれらに係る諮問（法58〔46②〕，				○				○	支庁長	注1 注2

規則32⑤)										
(26) 漁業の許可の変更の許可（法58〔47〕）				○				○	支庁長	注1 資源管理監専決
(27) 漁業の許可又は起業の認可の失効の届出の処理（法58〔49②〕）						○		○	支庁長	注1
(28) 漁業の許可を受けた者からの休業又は就業の届出の処理（法58〔50〕，規則19②）						○		○	支庁長	注1
(29) 許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業した場合の漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の取消し及びそれらに係る諮問（法58〔51①〕，規則20①，32⑦）				○				○	支庁長	注1 注2
(30) 漁業の許可，起業の認可又は水産動植物の採捕の許可の取消し等及びそれらに係る諮問（法58〔54①②，55①②〕，規則22①②，32⑬）				○				○	支庁長	注1 注2
(31) 漁業の許可又は水産						○		○	支庁長	注1 注2

動植物の採捕の許可に係る許可証の交付，書換え交付及び再交付（法 58 [56]，規則29，32⑨⑬）													
(32) 海区漁場計画及び内水面漁場計画の策定及び変更並びにそれらに係る諮問（法62①，64④⑧，67）	○												
(33) 海区漁場計画及び内水面漁場計画に係る利害関係人の意見聴取及びその意見に係る検討結果の公表（法64①②⑧，67②）				○									
(34) 海区漁場計画及び内水面漁場計画の内容又は変更内容の公表並びに漁業の免許予定日等の公示（法64⑥⑧，67②）			○										
(35) 漁業の免許（法69①）			○										
(36) 漁業の免許に係る諮問（法70）			○										
(37) 団体漁業権の共有の認可及びそれに係る諮			○										

問 (法72⑥ ⑦)																			
(38) 法定期間 より短い漁 業権の存続 期間の決定 (法75②)				○															
(39) 漁業権の 分割又は変 更について の免許及び それに係る 諮問 (法76 ①③ [70])				○															
(40) 個別漁業 権を目的と する抵当権 設定の認可 及びそれに 係る 諮 問 (法78②③)				○															
(41) 個別漁業 権の移転の 認可及びそ れに係る諮 問 (法79① ③)				○															
(42) 適格性を 有する者で ないと認め る場合の個 別漁業権を 取り消すべ き旨の決定 並びにそれ に係る諮問 及び通知 (法80②)				○															
(43) 漁業権の 条件の付加 及びそれに 係る 諮 問 (法86①② ④)				○															
(44) 個別漁業 権を有する 者の休業の 届出の処理 (法87)								○											
(45) 適格性を				○															

有する者に対する休業中の漁業の許可及びそれに係る諮問（法88①②）																			
(46) 漁業権の免許の取消し等及びそれに係る諮問（法89①③, 92, 94）		○																	
(47) 漁業権者に対する指導又は勧告及びそれらに係る諮問（法91）					○														
(48) 公益上の必要による漁業権の変更, 取消し又は行使の停止命令及びそれらに係る諮問（法93①②③ [89③]）		○																	
(49) 漁業権を取り消した場合の登録先取特権者等に対する通知（法95①）					○														
(50) 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定, 変更及び廃止の認可（法106⑦⑨）					○														
(51) 沿岸漁場管理団体の指定及びそれに係る諮問（法109①③）				○															

(52) 沿岸漁場 管理規程の 制定又は変 更の認可及 びそれらに 係る諮問等 (法 111① ③④⑥)					○														
(53) 沿岸漁場 管理団体の 保全活動の 実施状況等 の報告及び 公表 (法 112③)					○														
(54) 沿岸漁場 管理団体が 実施する保 全活動への 協力のあっ せん (法 113②)					○														
(55) 沿岸漁場 管理規程に 基づく保全 活動の休止 又は廃止の 認可及び公 示 (法 115 ①③)					○														
(56) 沿岸漁場 管理団体へ の勧告 (法 116①)					○														
(57) 沿岸漁場 管理団体の 指定の取消 し及びそれ に係る諮問 (法 116② ③④〔89 ③〕)				○															
(58) 漁業権等 の登録 (法 117①, 登 録令)					○														
(59) 海区漁業 調整委員会 等に対する 指示及び当				○															

該指示内容 の通知（法 120③）										
(60) 海区漁業 調整委員会 等の指示の 取消し（法 120④）			○							
(61) 海区漁業 調整委員会 等の指示に 従わない者 に対する異 議の申出を すべき旨の 催告（法 120⑨）				○						
(62) 海区漁業 調整委員会 等の指示に 従うべきこ との命令 （法120⑩）			○							
(63) 漁場又は 漁具の標識 の設置等の 命令（法 122）				○			○	支庁長	資源管 理監専 決	
(64) 水産資源 の保存及び 管理に係る 協定の認定 及びその変 更の認定 （法125①, 政令10①）			○							
(65) 認定協定 に参加して いない者へ の参加のあ っせん（法 126②）				○						
(66) 認定協定 の目的を達 成するため に行う漁業 権許可及び 漁業権への 条件の付加 等（法126			○							

④)																			
(67) 認定協定の実施状況に関する報告の徴収(法127)					○														
(68) 漁業監督吏員の任命(法128①)					○														
(69) 漁業監督吏員であって司法警察員としての職務を行う者の指名及びそれに係る検事正との協議(法128⑤)				○															
(70) 法令等に違反した漁業者等が使用する船舶についての停泊命令又は使用した漁具等の使用の禁止若しくは陸揚げ命令(法131①)				○															
(71) 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の委員が会長を互選することができない場合の会長の選任(法137②, 151, 173)		○																	
(72) 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の専門委員の選任(法137④⑤,				○															

151, 173)													
(73) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の書記又は補助員の設置（法137⑥, 151, 173)					○								
(74) 海区漁業調整委員会の委員の選任（法138①）		○											
(75) 漁業者又は漁業従事者の範囲の拡張及び限定並びにそれらに係る諮問（法138⑥）				○									
(76) 海区漁業調整委員会委員候補者の推薦依頼及び募集（法139①）					○								
(77) 海区漁業調整委員会委員候補者の被推薦者又は応募者等に関する情報の公表（法139②）					○								
(78) 海区漁業調整委員会委員の罷免（法144①）		○											
(79) 連合海区漁業調整委員会の設置並びにそれに係る協議及び協議が整わない場合の申請等（法147①）		○											

③⑤⑥)										
(80) 連合海区 漁業調整委 員会の委員 の定数の決 定及びそれ に係る協議 (法148③)				○						
(81) 連合海区 漁業調整委 員会の委員 の選任及び それに係る 協議等(法 148④⑤⑥ ⑦〔147⑤ ⑥〕)				○						
(82) 他人の土 地の使用等 に係る許可 及びそれに 係る通知等 (法 161, 162, 163)				○						
(83) 土地又は 土地の定着 物の使用に 係る認可及 び許可並び にそれらに 係る諮問等 (法165)				○						
(84) 水産動植 物の増殖の 命令並びに 命令に従わ ない場合の 漁業権の免 許の取消し 及びそれに 係る 諮 問 (法 169① ②③〔89 ③〕)				○						
(85) 漁業規則 の制定又は 変更の認可 及び変更の 命令並びに それらに係				○						

る 諮 問 等 (法 170① ③④⑤⑥⑦)											
(86) 内水面漁 場管理委員 会の委員の 選任 (法 172②)		○									
(87) 漁業に関 する報告の 徴収及び検 査等の実施 (法 176① ②)				○				○	支庁長	資源管 理監専 決 支庁長 は、法 176① の権限 に限る。	
(88) 損失補償 金額の決定 及びそれに 係る 諮 問 (法 177③ ⑬⑭)			○								
(89) 損失補償 の額の全部 又は一部を 受益者に負 担させるこ との決定及 びそれに係 る諮問 (法 177⑥⑭)			○								
(90) 漁獲割当 管理原簿へ の記録及び 記録事項の 公表 (政令 4)				○							
(91) 認定協定 の軽微な変 更等に係る 届出の処理 及び認定協 定の取消し (政令10② ④⑤)				○							
(92) 海区漁業 調整委員会 の事務所の 所在地の決 定及びその			○								

公示（政令12）											
(93) 会長及びその職務代理者に事故がある場合等の漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の会議の招集（政令14①②, 15）				○							
(94) 特定水産動植物の採捕の許可及び許可証の交付並びに許可証の再交付（省令42①⑥⑦）					○			○	支庁長	資源管理監専決	
(95) 特定水産動植物の採捕結果の報告の処理（省令42⑩）							○	○	支庁長		
(96) 特定水産動植物の採捕の許可の取消し（省令42⑪）					○			○	支庁長		
(97) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の申請に係る必要な書類の提出の命令（規則8②, 32⑬）					○			○	支庁長	注1 注2 資源管理監専決	
(98) 漁業の許可及び起業の認可に係る許可基準の制定及びそれに係る諮問（規則11⑦）					○			○	支庁長	注1	
(99) 申請者が死亡し、又							○	○	支庁長	注1	

は合併により解散した場合の地位の承継の届出の処理（規則11⑨）										
(100) 継続許可に係る漁業の指定（規則14①）				○						
(101) 継続漁業の申請に係る期間の設定及び公示（規則14②）				○						資源管理監専決
(102) 相続又は合併による地位の承継の届出の処理（規則17②）						○		○	支庁長	注1
(103) 漁業の廃止の届出の処理（規則18③）						○		○	支庁長	注1
(104) 公益上の必要による漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可の変更，取消し等及びそれらに係る諮問（規則23，32⑬）			○					○	支庁長	注1 注2
(105) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可に係る許可証を行政庁に提出中である旨の証明（規則25②，32⑩）						○		○	支庁長	注1 注2
(106) 漁業の許可又は水産動植物の採捕の許可に						○		○	支庁長	注1 注2

係る許可証を返納できない場合の届出の処理 (規則30②③, 32⑬)										
(107) 有害物の遺棄又は漏せつの除害に必要な設備の設置又は当該設備の変更の命令 (規則45②)				○						
(108) 漁場内の岩礁の破砕等の許可 (規則46①)				○			○	支庁長	資源管理監専決	
(109) 試験研究等についての特別採捕の許可 (変更の許可並びに許可証の書換え及び再交付を含む。) (規則48①③④⑥⑦⑨)				○			○	支庁長	注3 資源管理監専決	
(110) 試験研究機関等からの報告の処理 (規則48⑤)						○	○	支庁長	注3	
(111) 船舶への乗組みの制限及び禁止 (規則50)				○						
(112) 漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の処理 (規則53)						○				
(113) 漁具の標識を要する漁業の設定及びその公示 (規則55)				○						
(114) 免許漁業						○				

	原簿の閲覧の承認及び謄本等の交付（登録令10）																			
	(115) 登録済証の交付（登録令38）							○												
	(116) 漁業取締船の行動に関する命令							○												
2 水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 漁業の禁止，許可その他の採捕制限に関する規則の制定又は改廃及びそれらに係る認可申請等（法4①⑥⑦）		○																	
	(2) 保護水面の指定，区域の変更又は解除並びにそれらに係る協議及び諮問（法18①②③，19）					○														
	(3) 保護水面の管理（法20）							○												
	(4) 保護水面の管理計画の策定（法21①）					○														
	(5) 保護水面の管理計画の策定及び変更並びにそれらに係る協議及び諮問（法21③④〔18③〕）					○														
	(6) 保護水面の区域内における埋立等の工事に					○														

ついでにの許 可及び原状 回復等の命 令（法22① ②）										
(7) 河川管理 者等からの 工事に関す る協議につ いての決定 及びそれら に対する勧 告（法22③ ④⑤⑥）				○						
(8) 湖河魚類 の通路の保 護のための 工作物の管 理命令等 （法25②③）					○			○	支庁長	
(9) 漁業者等 からの報告 の徴収（法 33）					○					資源管 理監専 決
(10) 水産資源 保護指導吏 員の任命 （法35②）				○						
(11) 水産資源 の保護培養 に関する協 力の要請 （法37）					○					

別表第6水産振興課の表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から22の項までを1項ずつ繰り上げ、同表23の項事務の種類欄中「法」の次に「、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正前の水産業協同組合法を「旧法」を加え、同項第1号中「11の2①」を「11の3①」に改め、同項第2号中「11の4①③」を「11の5①③」に改め、同項第3号中「11の4④」を「11の5④」に改め、同項第4号中「11の5」を「11の7」に改め、同項第5号中「11の11①」を「11の14①」に改め、同項第6号中「11の11②」を「11の14②」に改め、同項第7号中「11の12①」を「11の15①」に、「100の8①」を「105①」に改め、同項第8号及び第9号中「100の8①」を「105①」に改め、同項第10号中「15の19」を「15の26」に、「100の8①」を「105①」に改め、同項第11号から第15号までの規定中「100の8①」を「105①」に改め、同項第18号中「87の4②」を「87の3②」に、「100の4②」を「101②」に改め、同項第20号から第22号までの規定中「100の8③」を「105③」に改め、同項第26号から第29号までの規定中「100の8④」を「105④」に改め、同項第30号中「64, 65」を削り、「91②③」の次に「[63②]」を加え、「100の8⑤」を「105⑤」に改め、同項第31号中「68⑤, 91⑤」を「68④⑥, 91④⑥」に、「100の8⑤」を「105⑤」に改め、同項中第37号を削り、第36号を第37号とし、同項第35号中「87の3④」を「87の2④」に改め、同号を同項第36号とし、同項第34号を削り、同項第33号中「86の9」を「86の10」に改め、同号を同項第35号とし、同項第32号を同項第34号とし、同項第31号の次に次の2号を加える。

(32) 休眠組合に対する官報公告並びにそれに係る通知及び届出の処理 (法68の2, 86④, 92⑤, 96⑤, 100⑤)					○															
(33) 解散組合の清算終了までの継続に係る届出の処理 (法68の3③, 86④, 92⑤, 96⑤, 100⑤)					○															

別表第 6 水産振興課の表23の項中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号から第47号までを1号ずつ繰り上げ、第48号を削り、同項第49号中「126の2」を「126」に改め、同号を同項第47号とし、同項第50号中「126の3」を「126の2」に改め、同号を同項第48号とし、同項第51号を同項第49号とし、同号の次に次の2号を加え、同項を同表22の項とする。

(50) 漁業協同組合連合会等の監査規程の制定、変更又は廃止の認可 (旧法87の2①)					○															
(51) 組合が解散したものとみなされる場合の登記の嘱託 (組合等登記令 (昭和39年政令第29号) 14④)					○															

別表第 6 水産振興課の表中24の項を23の項とし、25の項から35の項までを1項ずつ繰り上げ、同表注 1 中「法66①及び調整規則 7 I アに掲げる漁業並びに定数漁業」を「規則 4 ① I に掲げる漁業」に改め、同表注 3 及び注 4 を削り、同表注 2 を同表注 3 とし、同表注 1 の次に次のように加える。

注 2 支庁長は、規則48①の許可を受けて行ううなぎ (増養殖用の種苗に供するものに限る。)の採捕に係るものを除く。

別表第 6 漁港漁場課の表 2 の項第 4 号中「1月」を「10年」に改め、同項第16号中「又は承認」を削る。

別表第 6 農村振興課の表 5 の項事務の種類欄中「政令」の次に「、農地法施行規則 (昭和27年農林省令第79号) を「省令」を加え、同項第 7 号中「 (政令16Ⅱ) を「及び指定書の交付 (法 6 ①, 政令16Ⅱ, 省令60) に改め、同項第 8 号中「17」の次に「、省令60」を加え、同項中第22号を第23号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の1号を加える。

(10) 小作主事の任免 (地方自治法施行規程 (昭和22年政令第19号) 4①)					○															
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 経営技術課の表10の項事務の種類欄中「肥料取締法 (」を「肥料の品質の確保等に関する法律 (」に、「肥料取締法を」を「肥料の品質の確保等に関する法律を」に、「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に改め、同項第 1 号中「4①②」を「4①③」に改め、同項第 7 号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第 8 号中「5①」を「8①」に改め、同項第 9 号及び第12号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第19号中「4」を「7」に改める。

別表第 6 農産園芸課の表 6 の項を削り、同表 5 の項第 2 号中「7の3①②」を「7の3」に改め、同項を同表 6 の項とし、同表中 4 の項を 5 の項とし、3 の項の次に次の1項を加える。

4 花きの	県花き振興				○															
-------	-------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振興に関する法律 (平成26 年法律第 102号。 以下この 項中「法」 という。)の 施行に 関する事 務	計画の策定 (変更を含 む。)及び公表 並びに策定に 係る関係者へ の資料の提出 その他必要な 協力の依頼 (法4)																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 農地保全課の表に次の1項を加える。

7 防災重 点農業用 ため池に 係る防災 工事等の 推進に関 する特別 措置法 (令和2 年法律第 56号。以 下この項 中「法」 という。)の 施行に 関する事 務	(1) 防災重点 農業用ため 池の指定及 び指定の解 除(法4① ③)					○															
	(2) 防災重点 農業用ため 池の指定及 び指定の解 除に係る関 係市町村長 の意見の聴 取(法4② ③)						○														
	(3) 防災工事 等推進計画 の策定及び 変更並びに それらに係 る公表及び 農林水産大 臣への提出 (法5①④ ⑤)						○														
	(4) 防災工事 等推進計画 の策定及び 変更に係る 市町村長と の協議(法 5③)						○														

別表第6 監理課用地対策室の表3の項第4号から第8号までを削る。

別表第6 河川課の表に次の1項を加える。

8 津波防 災地域づ くりに関 する法律	(1) 津波浸水 想定の設定 又は変更の ために必要					○														
-------------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(平成23年法律第123号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	な基礎調査の実施(法6①)													
	(2) 他人の土地への立入り及び一時使用並びにそれらに係る通知等(法7①②③⑥, 34)					○								
	(3) 他人の土地への立入り及び一時使用に係る損失補償の決定等(法7⑧⑨⑩, 34②)					○								
	(4) 津波浸水想定の設定及び変更(法8①⑥)					○								
	(5) 国土交通大臣に対する情報の提供等の要求(法8②⑥)					○								
	(6) 津波浸水想定の設定及び変更のための関係海岸管理者及び河川管理者からの意見の聴取(法8③⑥)					○								
	(7) 津波浸水想定の設定及び変更に係る国土交通大臣への報告, 関係市町村長への通知並びに公表(法8④⑥)					○								
	(8) 市町村が管理する津波防護施設					○								

の指定及び 変更並びに それらに係 る意見の聴 取及び公示 (法18)										
(9) 境界に係 る津波防護 施設の管理 の方法の協 議及び成立 した協議内 容の公示 (法20①②)			○							
(10) 津波防護 施設区域の 指定, 指定 の変更及び 廃止並びに それらに係 る公示 (法21①③)			○							
(11) 津波防護 施設区域内 の土地の占 用の許可 (法22①)				○						
(12) 津波防護 施設区域内 の土地にお ける行為の 許可(法23 ①)				○						
(13) 津波防護 施設区域内 の土地にお ける国等の 占用又は行 為に係る協 議の決定 (法25)				○						
(14) 津波防護 施設管理者 としての監 督処分(法 27①②)				○						
(15) 津波防護 施設管理者 が行う工作 物の除去等			○							

(法27③④ ⑤⑥⑦)											
(16) 津波防護 管理者とし ての監督処 分に基づく 損失補償の 決定等（法 28）					○						
(17) 兼用工作 物の工事等 及び管理方 法について の協議並び に工事等の 公示（法30）					○						
(18) 工事原因 者等に対す る津波防護 施設等に関 する工事等 の施行命令 （法31, 32）					○						
(19) 津波防護 施設管理者 以外の者が 行う津波防 護施設に関 する工事又 は津波防護 施設の維持 に係る承認 及び協議の 決定（法33）					○						
(20) 津波防護 施設の新設 又は改良に 伴う損失補 償の決定等 （法35①③ ④）					○						
(21) 市町村に 分担金を負 担させる場 合の意見の 聴取（法41 ②）					○						
(22) 工事原因 者等に対す る津波防護					○						

施設に関する工事費用の負担命令（法43, 44③）											
(23) 指定津波防護施設の指定及び解除（法50①⑤）					○						
(24) 指定津波防護施設の指定に係る関係市町村長の意見の聴取及び施設所有者の同意の取得手続（法50②⑤）					○						
(25) 指定津波防護施設の指定及び解除に係る公示並びに関係市町村長への通知（法50③⑤）					○						
(26) 指定津波防護施設の指定に係る標識の設置等（法51①④⑤⑥）					○						
(27) 指定津波防護施設の変更等の届出の処理及び関係市町村長への通知（法52①②）					○						
(28) 指定津波防護施設の変更等の届出をした者に対する助言又は勧告（法52③）					○						
(29) 津波災害					○						

	警戒区域の 指定, 指定 の変更及び 解除 (法53 ①⑥)																			
(30)	津波災害 警戒区域の 指定等のた めの関係市 町村長から の意見の聴 取 (法53③ ⑥)					○														
(31)	津波災害 警戒区域の 指定等に係 る公示及び 関係市町村 長への図書 の送付 (法 53④⑤⑥)					○														
(32)	津波災害 特別警戒区 域の指定, 指定の変更 及び解除 (法72①⑩ ⑪)				○															
(33)	津波災害 特別警戒区 域の指定, 指定の変更 及び解除に 係る公告及 び縦覧 (法 72③⑪)					○														
(34)	津波災害 特別警戒区 域の指定等 のための関 係市町村長 からの意見 の聴取 (法 72⑤⑪)					○														
(35)	津波災害 特別警戒区 域の指定等 に係る公示 及び関係市 町村長への					○														

図書の送付 (法72⑥⑦ ⑪)																			
(36) 津波災害 特別警戒区 域内におけ る特定開発 行為等の許 可 (法73①, 82)					○														
(37) 津波災害 特別警戒区 域内におけ る国等の特 定開発行為 等に係る協 議の決定 (法76, 85)					○														
(38) 津波災害 特別警戒区 域内におけ る特定開発 行為等の変 更許可 (法 78①, 87①)					○														
(39) 津波災害 特別警戒区 域内におけ る特定開発 行為等の軽 微な変更等 の届出の処 理 (法78③, 87④)					○														
(40) 津波災害 特別警戒区 域内におけ る特定開発 行為に関す る工事の完 了の届出の 処理及び検 査並びに工 事完了の公 告 (法79)					○														
(41) 津波災害 特別警戒区 域内におけ る特定開発 行為に関す					○														

る工事の廃止の届出の処理（法81①）																				
(42) 違反者等に対する特定開発行為等の許可の取消し若しくは許可条件の変更又は工事その他の行為の停止命令若しくは必要な措置の命令（法88①）					○															
(43) 津波災害特別警戒区域内における措置の代執行及びそれに係る公告（法88②）					○															
(44) 違反者等に対する工事その他の行為の停止命令又は必要な措置の命令をした場合における公示（法88③）					○															
(45) 特定開発行為等に係る立入検査の実施（法89①）					○															
(46) 特定開発行為等に係る報告の徴収並びに助言及び勧告（法90）					○															
(47) 津波災害特別警戒区域内に存する建築物の移転等の勧					○															

	告及び勧告を受けた者に対する土地取得についてのあるせん等 (法 92)											
--	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 建築課の表 1 の項事務の種類欄中「、建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定 (平成 19 年 3 月 30 日鹿児島県告示第 643 号) を「告示」を削り、同項第 5 号、第 7 号及び第 8 号中「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改め、同項第 107 号か

ら第 110 号までの規定中「

○				○	地域振興局長支庁長	地域振興局長及び支庁長は、告示により指定された建築確認区分に係る建築物に限る。
---	--	--	--	---	-----------	---

」を

「

				○	地域振興局長支庁長
--	--	--	--	---	-----------

」に改め、同項第 111 号備考の欄中「地域振興

局長及び支庁長は、告示により指定された建築確認区分に係る建築物に限る。」を削り、同項第 113 号及び第 115 号から第 125 号までの規定中「

○				○
---	--	--	--	---

」を

「

				○
--	--	--	--	---

」に改め、同表 7 の項、16 の項及び 17 の項中「

○				○
---	--	--	--	---

」を「

				○
--	--	--	--	---

」に改める。

別表第 6 建築課住宅政策室の表 12 の項中「

○				○	地域振興局長支庁長	注
---	--	--	--	---	-----------	---

」を

「

				○	地域振興局長支庁長
--	--	--	--	---	-----------

」に改め、同表注を削る。

別表第 6 危機管理課の表に次の 1 項を加える。

6	災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)	(1) 救助を必要とする者に対する救助を行うこと		○								
---	--------------------------	--------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

号) の施行に関する事務 この項中災害救助法を「法」、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)を「政令」、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号)を「省令」、災害救助法施行細則(昭和35年鹿児島県規則第106号)を「規則」という。	との決定(法2)																		
	(2) 救助を要する者に対する金銭の支給の決定(法4②)					○													
	(3) 救助の程度等の決定及びそれに係る協議(法4③, 政令3, 規則4)					○													
	(4) 医療, 土木建築工事又は輸送関係者に対する救助業務従事命令(法7①)					○													
	(5) 公用令書, 公用変更令書又は公用取消令書の交付(法7④[5②], 9②[5②], 省令1④⑤)					○													
	(6) 救助業務従事命令による救助業務従事者に対する実費弁償の額の決定(法7⑤, 政令5, 規則11)					○													
	(7) 救助業務への協力命令(法8)					○													
	(8) 施設の管理, 物資等の使用, 物資の保管命令又は物資の収用(法9①)					○													
	(9) 施設の管					○													

理，物資等の使用，物資の保管命令又は物資の収用により生じた損失の補償額の決定（法9②〔5③〕）																			
(10) 救助業務の従事又は協力の命令により，従事し，又は協力する者の負傷，疾病又は死亡の場合の扶助金の支給の決定（法12）					○														
(11) 救助の実施に関する権限の一部を市町村が行うこととする場合の通知（法13①，政令17①）		○																	
(12) 救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社への委託の決定（法16）				○															
(13) 日本赤十字社に対する委託費用の補償額の決定（法19）					○														
(14) 他の都道府県等への応援のため支弁した費用の求償及び国に対す				○															

る弁済の要請 (法20①②)												
(15) 救助に係る災害発生市町村に対する救助の実施に要する費用の一時繰替支弁の決定 (法30)				○								
(16) 収用又は使用すべき物資の受領 (省令2②)				○								
(17) 物資の引渡しを行った所有者又は占有者に対する受領調書及びその謄本の交付 (省令2③④)						○						
(18) 法の適用基準に達したとき等の市町村長からの報告の処理 (規則1)				○								
(19) 市町村長からの救助に着手した旨の報告の処理 (規則2②)				○								

別表第 6 消防保安課の表注 1 中「(2)の項」を「(5)の項」に改め、同表注 2 の表数量の項電気導火線の欄中「メートル」を「 個」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 6 生活衛生課の表 1 の項の改正規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。